

指 示

平成24年10月30日

青森県知事
三村 申吾 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成24年10月26日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 青森県青森市、十和田市及び階上町において採取されたきのこと類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線を中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されたただらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。